

別表 1

○：必ず必要 △：場合により必要

添 付 書 類	備考	添付が必要となる譲受人 資格			
		個人		法人	
		解除条件付 賃借権設定	その他の 権利	農地所有 適格法人	その他の法 人
申請土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る。	○	○	○	○
公図の写し	方位、縮尺も記載。	○	○	○	○
位置図	住宅地図、都市図等の写し。 方位、縮尺も記載。	○	○	○	○
申請土地利用状況写真	公図か位置図に撮影方向を記載。	○	○	○	○
営農計画書	様式第2号。 千葉市内ですでに農業を行っている 場合又は新規就農者であって申 請土地面積の合計が10a未満で ある場合。	△	△	△	△
農業経営実施計画書	様式第3号。 千葉市内で初めて農業を行おうと する者又は新規就農者であって申 請土地面積の合計が10aを超える 場合。	△	△	△	△
農地所有適格法人としての事業 等の状況	様式第4号。			○	
法人の登記事項証明書				○	○
定款又は寄附行為の写し				○	○
損益計算書の写し	新規就農の場合は除く。			○	
総会議事録の写し				○	
組合員名簿又は株主名簿の写し	農事組合法人又は株式会社の場 合。			△	
その構成員が承認会社であるこ とを証する書面及び構成員の株 主名簿の写し	農林漁業法人等に対する投資の円 滑化に関する特別措置法に規定す る承認会社が構成員の場合。			△	
構成員とその法人との間で締結 された契約書の写し及び法第2 条第3項第2号チに掲げる者で あることを証する書面	法第2条第3項第2号チに掲げる 者が構成員の場合。			△	
申請土地の賃借に係る契約書の 写し	解除条件の記載があるもの。	○			○
確約書	解除条件付き賃借権を設定する場 合。	○			○
会社の発行する証明書	農業経営に責任を持つ者が取締役 以外の場合。				△
委任状	代理人に委任する場合。	△	△	△	△
住民票等	土地所有者の登記上の住所と現住 所が異なる場合に必要。 登記上の住所から現住所までの異 動が確認できる書類。	△	△	△	△
相続関係が確認できる書類	申請土地の相続登記が未了の場合 に必要。 相続関係図、戸籍・除籍謄本、遺 産分割協議書等。	△	△	△	△
求積図	土地の一部に権利を設定する場 合。	△	△	△	△
農業経営の実態証明	譲受人の所在が千葉市外の場合に 必要。 (住所地の農業委員会で交付)	△	△	△	△
通作経路図	譲受人の所在が千葉市外の場合に 必要。 道路地図等で住所地から申請地ま での経路を記載したもの。	△	△	△	△

※証明書類は発行後3か月以内のものに限る。